

平成21年度 景観部の取組方針

景観部長 土屋志郎は、「都市環境を保全・創造するまち」を目指し、本年度実現すべき緊急かつ重要な景観部の取組事項について実現に向けた取組方針を提示します。

平成21年6月19日

景観部長 土屋 志郎

1 職員の意識改革

①前例踏襲主義の見直し

(内容)

社会・経済状況の変化、市民ニーズの多様化など、行政を取り巻く環境は日に日に変化をしています。このような状況に対応するため景観部では、「これまでこのようにしていたから。」といった前例踏襲主義の見直しを今年度も引き続き重点的に実施します。

具体的には、昨年度と同様に部内の調整会議の開催を中心に取組みますが、今年度は、職員一人ひとりに課題表を配布し、それぞれの課で問題となっていることを部内で共有し、各自の担当業務以外にも問題意識を持たせます。部内の情報を共有し、目指すべき方向性の明確化に努め、市民ニーズに即した効果的な施策立案が可能となるよう職員の意識改革に取り組めます。

2 業務点検(コンプライアンスの確保を含む)

①信頼確保のための環境づくり

(内容)

業務遂行にあたっては、各種法令や制度の改正を常に確認し、法令遵守はもちろんのこと、先進事例等を研究し、業務改善を常に考え、市民の信頼を得られるように業務を実施します。

また、特定の担当者に負担が集中することがないように逐次業務点検を実施するなど、問題を一人で抱え込むことがないような体制づくりに取り組めます。

挨拶の徹底、課内及び担当内の打合せの定期的な実施により、明るく何でも話し合える雰囲気作りに努めます。

3 市民からの信頼回復

①市民からの信頼回復のための努力

(内容)

公務員がサービス業であることを常に念頭に置き業務にあたります。特に、市民からの問合せに対しては、ワンストップを心がけ、職員一人ひとりが責任を持って迅速かつ丁寧に対応するよう課内研修等を活用し、職員の意識・知識の向上を図ります。

また、通常の業務における様々な課題への対応・問題の解決にあたっては、常に市民サービス向上の視点から検証を行うことを部内で徹底します。

4 子どもが元気に育つまち

①子どもが元気に育つまちづくり

(内容)

本市の特徴である自然・文化・歴史の保全・育成に積極的に取り組み、子どもたちがこれらと触れ合うことができる豊かな環境づくりに取り組みます。

また、まちづくり・みどり等をテーマとしたイベントの開催等を通じて、まちをフィールドとした親子の対話の機会を提供します。その他、教育機関と連携した講座の開催等により、子どもたちの郷土愛を高め、次世代に向けた持続的なまちづくりに取り組みます。

5 高齢社会への対応方針

①高齢社会への対応策

(内容)

様々な年代の市民が安心して快適に暮らすことができる都市づくりを目指し、様々な施策推進に取り組みます。

特に高齢者が元気でいきいき生活できるような地域づくりにハード(緑の保全・創造、公園整備、まち並みづくり等)・ソフト(コミュニティ醸成、公園愛護活動等)の両面から積極的に取り組みます。

6 重要な取組事項

①景観法を活用した景観行政の推進

(内容)

景観計画(平成 19 年1月策定)に基づき、建築物・工作物・広告物等の景観誘導を行い、鎌倉らしい景観づくりに取り組んでいます。平成 21 年度はこれをより効果的に推進するための普及啓発に取り組めます。

また、平成 20 年3月に都市計画決定告示した景観地区の一部である、北鎌倉景観地区において平成 20 年7月に組織された景観形成協議会に対し、協議会活動の支援を行ってまいりましたが、今年度は、協議会が目指す都市計画提案(景観地区の変更)の実現に向け、引き続き支援を行ってまいります。

②歴史的風土特別保存地区の指定

(内容)

歴史的風土保存区域のうち、既存の歴史的風土特別保存地区と同様な山容を呈している樹林地部分の歴史的風土特別保存地区への早期指定に向け、県と調整を図りながら取り組めます。

③緑の基本計画の施策推進

(内容)

緑の基本計画のリーディング・プロジェクトである「緑地の確保」・「緑の質の充実」・「緑のネットワークの形成」の趣旨に沿って、施策を推進します。

特に「緑地の確保」では、(仮称)手広・笛田特別緑地保全地区を指定するとともに、近郊緑地特別保全地区の都市計画手続に着手し、「緑の質の充実」では、新たに確保緑地の適正整備事業に着手して、特別緑地保全地区内の市有緑地の整備を1ha以上の規模で実施し、緑の質を高める先進的な取組を進めます。

また、緑の基本計画は、平成 22 年度に見直しの時期を迎えるため、緑政審議会の意見も聴いて、見直しの基本方針をまとめ、緑政上の課題解決の方向性を見出していく取組を進めます。

④広町・台峯の保全について

(内容)

鎌倉広町緑地については、都市計画決定、都市計画事業認可を取得し、平成 17 年度から用地取得に着手しました。平成 21 年度は引き続き国庫補助を受けながら用地取得を進めます。また、今後の維持管理の体制づくりを見据え、市民等と協働で立ち上げた維持管理組織の充実に努めます。

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）は、都市計画決定、都市計画事業認可を取得し、平成 19 年度から用地取得に着手しました。平成 21 年度は引き続き国庫補助を受けながら用地取得を進めます。また、市民等と協働で維持管理方策の策定も合わせて進めます。

⑤鎌倉海浜公園(坂ノ下地区)の整備計画の検討について

(内容)

鎌倉海浜公園（坂ノ下地区）は、昭和 31 年 9 月に都市計画決定し、全体面積 5.5ha のうち、昭和 33 年度から昭和 50 年度までの間に、東側及び一部西側部分約 2.3ha を整備しました。

西側部分の市営プール周辺から稲村ガ崎付近までの整備については、平成 5 年度に「海の望めるスポーツ・レクリエーション空間づくり」をテーマとして基本計画・基本設計を策定したものの、諸課題の調整に時間を要し整備には至っていない状況です。

その後、平成 18 年度に庁内検討会を設置し、課題・問題点等の抽出及び解決手法の検討を行い、関係課と協議してきたところです。

平成 21 年度は、他の行政計画との整合や社会情勢等の変化にも対応する必要があることから、現計画の整備テーマを踏まえながら、早期整備に向けて民間活力の導入等も含めた事業手法の検討を行っていきます。

⑥街区公園の整備について

(内容)

梶原青少年広場跡地を借地型都市公園として整備するため、平成 20 年度に近隣の皆さんとワークショップを開催し、計画案を策定しました。平成 21 年度は、この案を基本とした実施設計図を地元へ提示しながら、公園整備を実施します。

また、老朽化した街区公園をリニューアルすることを目的に、平成 21 年度は七里ガ浜自治会の区域内にある公園を対象に再整備を順次実施するためのワークショップを開催し、住民の皆さんの意見を反映させた計画案を策定します。